

議案第160号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料について徴収猶予の特例を定めるとともに、国民健康保険法の一部改正による被保険者証の廃止に伴い所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「6箇月」を「6月（急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

第24条第1項中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を削り、同条を第23条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例第20条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。